明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針
（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　一
○平成二十九年における医療施設静態調査の調査の期日、調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件
（厚生労働一九五）　五
○平成二十九年における患者調査の調査の期日、調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件（同一九六）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
日本放送協会企画競争、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記、地方公務員共済組合連合会、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　四

地方公共団体
公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を次のように定める。

平成二十九年五月十八日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

第1章　総則

第1　目的

この指針は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。

第2　定義

この指針において、次の(1)から(8)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(8)までに定めるところによる。

(1)　遺伝資源　遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

(2)　遺伝資源の利用　遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。

(3)　遺伝資源に関連する伝統的な知識　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。

(4)　国際クリアリングハウス　議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。

(5)　提供国　議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を提供する国をいう。

(6)　提供国法令　議定書第15条1又は第16条1に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であって、議定書第14条2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。

(7)　許可証等　議定書第6条3(e)の規定により発給された許可証又はこれに相当するものをいう。

(8)　国際遵守証明書　議定書第17条2に規定する国際的に認められた遵守の証明書として国際クリアリングハウスに提供された許可証等をいう。

第3　適用範囲

1　議定書適用外遺伝資源等

この指針は、次に掲げるものその他の議定書適用外遺伝資源等（議定書の適用される遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当しないものをいう。以下同じ。）については、適用しない。

(1)　核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報（遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものを除く。）